

のように操作する結果 1 事業年度における経費と収入とが同額となるとともに、数事業年度を通じて固定資産の価額が正しく表示されることとなるのがこの勘定の特長である。(中川登代雄)

こうじきょく 工事局 国鉄の支社の地方機関(地方において国鉄の業務を分掌している機関であって国鉄の従たる事務所をなすもの)。その所管業務は線路・建設物および水力発電施設の建設および改良の工事について総裁または支社長の指定する業務である。また一般の委託によって陸運に関する工事をも行っている。これらの業務を行うため地ならし機、セメント機械、くい打機、工事用車両、橋りょう機械等の土木工事機械や原動機械などを備えている。

工事局の設置箇所は札幌、盛岡、東京、新橋、岐阜、大阪および下関の 7 箇所であり、東京工事局は大改良工事を担当している。

工事局の内部組織は庶務課、契約用地課、経理課(札幌、盛岡および新橋の各工事局を除く)、調査課(東京および大阪の各工事局にかぎる)、土木課、停車場課(新橋工事局を除く)、建築課(新橋工事局を除く)、発電所課(東京工事局にかぎる)、環状線課(大阪工事局にかぎる)および田子倉線課(新橋工事局にかぎる)となっている。なお次長が札幌および新橋に各 1 人、東京 4 人、岐阜、大阪、下関に各 2 人置かれている。

現業機関として工事区があり、その数は業務の繁閑に応じて増減するが、104 設置されている。

昭和 31 年度の工事量は新線建設工事が約 32 億円、改良工事が約 66 億円、一般の委託工事が約 44 億円となっており、改良工事および一般の委託工事は年々増加を示している。工事局に所属する職員数は約 3,600 人である。(宮坂正直)

こうじく 工事区 国鉄の鉄道管理局・工事局・工事事務所および電気工事局の現業機関。そのおもな担当業務は鉄道新線の建設、線路増設・駅改良・橋りょう径間拡張・ずい道新築・建物新築・災害復旧・電気設備改良・電化その他の工事の施行である。しかしこれに直営で施工する方法と、請負で施工しその監督をする方法と、一部直営で一部請負で施工する方法との 3 つの場合がある。

工事区はその工事量、施工の難易、施工の方法、地理的条件その他の条件によって設置される。そしてその担当工事が終了すれば廃止されるものであるという点が、他の保守を担当している現業機関と大いに異なる点である。工事区は機械工事区・建築工事区などのように、その工事内容を表現する名称を付することがある。

工事区には工事区長が置かれ、鉄道管理局長・工事局長・工事事務所長または電気工事局長の指揮を受けて、助役、事務掛、技術掛、その他必要により保線区従事員、客貨車区従事員、車掌区従事員、機関区従事員、電気従事員、信号通信区従事員のうちから工事区に置かれた職を指揮監督し、工事区に属するいっさいの業務を処理している。これらの職員を工事区従事員と呼んでいる。(宮坂正直)

こうじけいきてい 工事経理規程 国鉄の建設、改良、取替の各工事の施行に伴う経理事務の処理方について規定したものである(昭和 22・7・31 総裁達第 412 号)。すなわちこれ等工事の施行によって生ずる固定資産の経過的記録をするために設けられた、工事勘定の整理方について定めたのが、本規程本来の趣旨であった。しかるにその後日本国有鉄道財産管理規程の制定により、重複の箇所を生じたためそれらの点はことごとく削除され、現行では工事予算および工事指定を中心としている。第 1 章総則は適用範囲を明らかにしている。第 2 章予算は主管

別工事勘定施行希望工事調書、局所別施行工事概要書および主管別工事費見込額調書について規定している。なお工事費予算の処理方については、これ等の規定によるほか「工事経費工事費予算事務の処理方について」(昭和 30・9・14 公報依命通達)によることになっている。第 3 章工事の指定は工事指定の手続その他について規定している。第 4 章工事の認証は認証事項の変遷縮少等により削除になっている。また第 5 章決算および第 6 章計算も削除となり、その内容は前記の日本国有鉄道財産管理規程に吸収されている。第 7 章帳簿は工事予算差引簿について規定している。以上のとおり本規程は工事予算および工事指定を除いては他の規程等に移行してしまい、現行においては規程の体をなしておらず早晩改正の要に迫られている。(竹沢謙二)

こうじこうしゅ 工事工手 保線区・給電管理事務所の発電区その他工事関係の区におかれる職で、工事工手長の指揮をうけて、建設物(橋梁[きょうりょう]、隧道[ずいどう]、乗降場、貯水池等で建物を除く)の保守・施工作業ならびにこれらに付帯する用地の保守作業に従事するものである。(加藤誠次郎)

こうじこうしゅちよう 工事工手長 保線区・給電管理事務所の発電区その他工事関係の区におかれる職で、工事士の指揮をうけ、工事工手を指導して建設物(橋梁[きょうりょう]、隧道[ずいどう]、乗降場、貯水池等で建物を除く)の保守・施工作業ならびにこれらに付帯する用地の保守作業を行うものである。

このような職務を遂行するため、工事工手長はときどきその担当区域を巡回して障害の有無をたしかめるとともに、工事工手に対して適切な作業の指導を行わなければならない。(加藤誠次郎)

こうじし 工事士 保線区・給電管理事務所の発電区その他工事関係の区におかれる職で、区長の指揮をうけて、建設物(橋梁[きょうりょう]、隧道[ずいどう]、乗降場、貯水池等で建物を除く)の保守・施工およびこれに付帯する用地の保守の作業計画をたて、工事工手長・工事工手を指導して、これらの作業の遂行にあたるものである。

このような職務を遂行するために、工事士は常に担当区域内の建設物を巡視して、所属員を督励して保守の万全を期するとともに、工事施行に当っては工事の工程・方法等必要な事項を指示して、工事の円滑な遂行を期さねばならない。(加藤誠次郎)

こうじじむしょ 工事事務所 国鉄の支社の地方機関(地方において国鉄の業務を分掌している機関であって国鉄の従たる事務所をなすもの)。その所管業務は、工事局と同じである。

小千谷市に信濃川工事事務所が置かれている。

内部組織は、庶務課、経理課、土木課、水路課および発電課となっている。

現業機関として工事区があり、その数は昭和 32・6・1 現在 10 である。――工事局。(宮坂正直)

こうじちゅうせん 工事中線 建設工事に着手して現に工事遂行中の線路。鉄道敷設法の付則第 2 項に「鉄道建設費予算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經タル鉄道線路ハ本法ニヨリ敷設スルモノト見做ス」と定められてあるが、これは当時の工事中線である。(小川泰平)

こうしつようきゃくしゃ 皇室用客車 皇族が旅行の際に使用される客車としての御料車および供ぶ車の 2 種類をいい、これらはいずれも客車の記号は用いない。

御料車は現在第 1 号から第 14 号まであって、第 4・7・8・9・13 号は欠番となっている。第 1・2・3 号および第 12・14 号は鋼製車で他は木製車である。第 1 号は昭和 6 年に大井工場で造られた